

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類 処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	1(1)	0			1(1)
	心身の故障の場合	0	0	92(29)		92(29)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	1(1)	0	93(30)	0	94(31)
消防部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	8(3)		8(3)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	8(3)	0	8(3)
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	2(1)		2(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	2(1)	0	2(1)
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	4(1)		4(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	4(1)	0	4(1)

計	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	1(1)	0			1(1)
	心身の故障の場合	0	0	106(34)		106(34)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
総 計		1(1)	0	107(35)	0	108(36)

※ () 内は、実人数

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類 処分事由	処分の種類				合計
		免職	停職	減給	戒告	
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
	小 計	0	1	0	0	1
消防部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1
	小 計	1	0	0	0	1
計	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	0	0	2
総 計		1	1	0	0	2